

令和7年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年3月5日（水）

○竹尾浩司議員（登壇）

市民クラブの竹尾でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。

第1項目は、価格交渉促進の取組についてお伺いします。

長く続いたデフレの時代が終えんを迎え、現在、我が国を取り巻く環境は物価の上昇に対して賃金の上昇が追いつかず、市民の暮らしは大変厳しい状況にあります。

賃金のベースアップや好調な企業業績の賞与への反映などにより、実質賃金の低下に歯止めをかけるべく、現在、大手企業の労使間で春闘による賃金・賞与の交渉が続いています。

兵庫県と連合兵庫、県経営者協会、県商工会議所連合会などの経済団体のトップが参加し、意見交換を行う県労使会議が2月5日に県庁で開催されました。その中で、連合兵庫の那須会長は、連合が集計した昨年の春闘における兵庫県の賃上げ率が4.71%と全国平均の5.10%を下回っており、大手と中小企業の格差が大きい現状について言及しました。

また、労務費を含めた価格転嫁の重要性を強調し、経営者団体に対して受注時に臆せず価格交渉に臨むよう求めました。

一方、県経営者協会の成松会長は、今年の賃上げについては連合兵庫の認識に基本的に賛成としながらも、価格転嫁が進まない状況の中で労働分配率が7割を超えており、企業には賃上げ余力が少ないとの見解を示されました。

現在、国は価格交渉促進の取組を進めており、公正な取引環境の確保や適正な価格設定を推進しています。この取組は、原材料費、エネルギー費、労務費などのコスト上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう支援し、適正な価格設定を通じて企業間取引の公正化を図るものです。特に、中小企業や労働者の適正な対価を確保することで、持続可能な成長を支援することを目的としています。

地方自治体においても、地域経済の活性化と中小企業・小規模事業者の適正な利益確保を目的に、価格交渉を促進する様々な施策を展開することが求められています。地域経済の中心的な役割を担う中小企業を支援し、価格交渉の促進を通じて地域の持続的な成長を支えていく必要があります。

そこでお伺いしますが、国が進める価格交渉促進の取組

に関する本市の認識をお聞かせください。

次に、本市の公共事業における価格交渉の実態が国の方針をどのように反映しているかについてご説明ください。

また、価格交渉が不十分であることによる具体的な課題や、事業者・労働者からの意見の把握方法についてお聞かせください。

次に、公契約条例の必要性についてお聞きします。

自治体が発注する公共工事や業務委託においては、公契約における価格交渉の適正化が重要な課題となっています。公契約条例を制定することで、適正な賃金や取引環境の確保が可能となり、自治体の発注業務の透明性を高め、事業者間の公正な競争を促進することが期待されます。

さらに、労働者の賃金水準の向上にも寄与し、地域経済の活性化につながると考えられます。

公契約条例は、自治体が発注する公共事業に関わる事業者や労働者の適正な労働条件や報酬を確保するために有効であると考えられます。これまで、市民クラブとして、本会議などでその制定に向けて当局の見解をただしてまいりました。

当局からは、市が条例により労働者と使用者の自由な契約に介入するのではなく、法律などにより対応することが望ましいことや、公契約条例に示される被雇用者の労働報酬の下限額の設定など、賃金を含む労働条件については、基本的に労働者と使用者が対等な立場で決定すべきとの見解が示されてきました。

しかし、デフレから脱却し、インフレ下にある今日の状況を踏まえ、勤労者・労働者の所得向上を図るため、公契約条例の制定が重要であると考えます。

そこで、本市として公契約条例の必要性をどのように認識しているのか、お聞かせください。

また、他の自治体では公契約条例を制定し、事業者や労働者の適正な労働条件を確保する取組が進められています。本市においても公契約条例の制定を検討する考えがあるかについても改めてお聞かせください。

第2項目は、インフラや公共施設の老朽化対策についてお伺いいたします。

近年、全国各地でインフラや公共施設の老朽化が深刻な問題となっています。特に、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、下水管の緊急点検が行われるなど、老朽化対策の重要性が改めて認識されました。

1960年代以降の高度成長期において、人口の増加や都市

の成長とともに、全国各地で学校、公民館、ホール、スポーツ施設などの公共施設や、道路、橋梁、上下水道といったインフラが大量に整備されました。

しかし、近年ではこれらの多くが耐用年数を超えており、その維持・補修が今後ますます大きな課題となっています。特に、道路の地下には上下水道やガス管などの埋設管が通っていますが、目視による点検が困難であるため、老朽化によるリスクを低減するためには破損箇所や空洞の早期発見が不可欠です。

こうした課題に対応するために、どのような点検や更新計画が必要と考えているのか、ご所見をお聞かせください。

また、橋梁の老朽化も深刻な問題となっています。他都市では、改修予算の確保が難しく、橋が通行止めとなるケースも報告されています。

また、公共が設置していない管理者不明のいわゆる勝手橋が老朽化し、普段の生活で利用している市民が危険な状況に置かれているとの指摘もあります。

本市の橋梁について、こうした状況を改善するためには、財源の確保に加え、AIやドローンを活用した最新の点検技術の導入が不可欠であると考えます。現状の老朽化の実態と点検方法、さらに改修に関する課題についてお聞かせください。

次に、公園の老朽化について伺います。

過去には遊具やベンチによるけがの事案が発生し、対策が講じられてきたと認識しています。

しかし、公園内には階段や花壇のブロック、コンクリートの欠けやひび割れ、ネットフェンスの破損など、老朽化によってけがや事故を引き起こす可能性のある箇所が多く存在します。

多くの市民、特に子どもや高齢者が利用する公園の安全確保のために、具体的にどのような点検を行っているのか、また、計画的な改修方針についてお聞かせください。

最後に、樹木管理についてお尋ねします。

市が管理する公園の樹木や道路の街路樹の管理も重要な課題です。高齢木になると幹や枝の内部に空洞が発生し、強風などに対する耐久度が低下します。

実際に、東京をはじめとする他都市では、台風や強風による倒木や枝折れが発生し、歩行者や車両への被害に加え、電線の切断による停電も発生しています。

これらの事故が起これば、物損による損害賠償のみならず人身事故に発展する可能性もあり、管理責任が厳しく問

われることは間違いありません。

こうしたリスクを低減するためには、定期的な樹木の点検を行い、脆弱な樹木については安全のために適切な剪定や伐採を実施する必要があると考えます。現在の樹木管理の状況と対策についてお聞かせください。

第3項目は、防災の取組について伺います。

まず、地方創生関係交付金活用による先進的な防災の取組についてお聞きます。

政府は、「地方こそが成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤として大規模な地方創生策を講じることなどを目的として、新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設しました。

石破総理が掲げるこの施策の中には、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域独自の取組を支援する新・地方創生交付金、いわゆる第二世代交付金や、デジタル技術を活用した地域の課題解決、魅力向上に資する取組を支援するデジタル実装型などが交付対象とされており、その1つとして、災害時における避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組への支援として地域防災緊急整備型が盛り込まれています。

本市においても、近年の気候変動による豪雨災害や山崎断層、南海トラフ地震のリスクに備え、より高度な防災対策が求められています。

特に、姫路市は広大な市域を有し、都市部、山間部、沿岸部といった多様な地域特性を持つことから、それぞれの地域に応じた防災対策を講じることが必要不可欠であります。

例えば、都市部では密集した建物の倒壊リスクへの対応、山間部では土砂災害対策、沿岸部では津波や高潮への備えが求められています。

そこでお伺いしますが、この新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）をどのように活用し防災対策を進めようとしているのか、本市の見解をお聞かせください。

2点目として、防災資機材や備蓄品の配置基準についてお聞きます。

姫路市の防災資機材の配置基準は、現在、市内で一律に定められていると認識しております。

しかし、沿岸部や山間部、市街地など地域ごとの特性や

住民の人数などを考慮すると、一律の基準が必ずしも適切とは限らないのではないのでしょうか。

また、防災備蓄品についても、高齢者の多い地域では医療・介護関連の備蓄品をより充実させる必要がある一方で、子育て世代の多い地域では乳幼児向けの備蓄品の充実が求められます。

また、浸水リスクの高い地域や、崖崩れ・倒木などで孤立しやすい地域では、必要とされる物資の種類も異なると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

まず、現在の防災資機材の配置基準はどのような考え方の下で策定されているのか、お聞かせください。

また、地域特性や住民の人口構成などを地域の実情に即した防災資機材や防災備蓄の在り方や配置基準について、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、防災備蓄品の有効活用についてお聞きます。

本市では、防災備蓄品として多くの食料品や飲料水などを保管していますが、賞味期限や消費期限が近づいた備蓄品について、現在どのように管理・活用されているのか、伺います。

また、市内企業においても同様の備蓄品を抱えておられる企業も多くあると思いますが、市内企業とも連携し、フードバンクや福祉施設、子ども食堂などへの寄附を積極的に進めることで、フードロス削減と福祉支援の両立が可能と考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

4点目として、非常用電源についてお聞きます。

大規模災害時や停電時において、避難所や医療機関の機能を維持するための非常用電源の確保は極めて重要な課題です。

2024年の能登半島地震では、多くの避難所や医療機関などにおいて非常用発電機の燃料不足が深刻な問題となりました。道路の寸断により燃料供給が滞ったほか、蓄電設備の不足によって避難生活が困難を極めた事例が報告されています。

能登半島地震など過去の災害での教訓を踏まえ、非常用電源の確保に関してどのような対策を講じているのか、お聞かせください。

また、本市の防災倉庫に配置されている非常用電源は可搬式小型発電機で、燃料はガソリンであると認識しています。

しかし、ガソリンなどの燃料は保存年限、保管方法、調達手段などに課題があります。そのため、カセットコンロ用のカセットガスを燃料とする発電機の導入についても検討すべきではないのでしょうか。カセットガスは家庭にも広く普及しており、保管や流通面での利便性が高く、家庭での使用経験もあることから取扱いに慣れているという利点があります。

実際に、自治体や医療機関の一部ではカセットガス式発電機を備蓄する動きが広がっているとも仄聞します。こうしたカセットガス式の発電機の導入について、本市のご所見をお伺いいたします。

第4項目は、人口減少時代における職員の確保について伺います。

近年、若者の離職率が上昇傾向にあります。厚生労働省の発表によると、2021年3月に大学を卒業した新卒者のうち、2024年3月末までの3年以内に離職した割合は34.9%に達し、過去15年間で最も高い数値となりました。

また、25～29歳の離職率も増加しており、2023年上半期には8.01%と、2012年上半期の5.71%から約2.3ポイントの上昇が見られます。

この背景には、若手人材の労働需要の高まりや、一定の勤務年数を経て経験を積んだ後に転職を考える若者の増加が影響していると考えられます。

さらに、1990年代後半から2000年代前半に生まれた、いわゆるZ世代の新卒者は、新型コロナウイルスの影響により、リモート面接の増加や企業の採用活動の変化を経験しました。これにより、職場の雰囲気や直接感じる機会が制約され、希望と現実のミスマッチが生じやすくなった可能性があります。

離職の主な理由として、「労働条件が悪かった」、「自分に向かない仕事だった」、「思ったより収入が少なかった」などが挙げられています。こうした状況を受け、大手企業は新卒採用において魅力を高めるため、初任給の引き上げを次々と公表しています。

例えば、トヨタ自動車は2024年度の新卒初任給を約10%引き上げ、学部卒で月給23万8,000円、大学院卒で26万6,000円としました。ソニーグループも同様に初任給を引き上げ、学部卒で約30万円、大学院卒で34万円とし、優秀な若手人材の確保を狙っています。これにより、大企業と中小企業、公務員との給与格差が拡大し、人材確保の競争が激化する可能性が指摘されています。

本市職員について、平成31年から令和3年までの申込者数と採用者数や3年以内の離職率を調査させていただきましたが、その結果、申込者数は土木職と保育士を除いて増加しており、現時点では職員の採用に大きな問題は発生していないと認識しました。

また、3年以内の離職率についても、保育士の令和3年度採用者の離職率が36.8%と高い水準ではあるものの、その他の職種については全国的な若者の離職率と比較して低い傾向にあり、本市職員の定着度が高いことが分かりました。

しかし、今後は18歳から64歳までの生産年齢人口の減少や労働市場の変化により、優秀な人材の確保が公務員・民間企業双方で大きな課題となります。特に、市職員や教職員などの公務員は安定した職業というイメージが薄れつつあり、カスタマーハラスメントの増加や長時間労働などの問題が顕在化することで、人材確保が難しくなることが懸念されます。このことは、行政サービスの維持や教育の質にも大きな影響を与えかねません。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目として、市職員の確保に向けた施策についてお聞きします。

今後、生産年齢人口が減少する中で、行政職や専門職の人材を確保するために、本市としてどのような取組を進めているのかお聞かせください。

特に、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進といった働き方改革、雇用のミスマッチ解消、職員のキャリアアップへの取組などの施策についてお伺いいたします。

2点目として、教職員についてですが、本来、教職員の採用は県教育委員会の役割であると認識しております。

しかしながら、市職員と同様の調査を行ったところ、「県教育委員会ではそのようなデータを持ち合わせていない。」という回答しか得られませんでしたので、この場で市教育委員会にお尋ねします。

公立学校の教員採用試験の倍率も年々下降していると報道されており、教職員の成り手不足が深刻な課題となっています。このような状況の中、市教育委員会として、本市の公立小中学校における教職員の離職状況について、どのように認識されているのかお答えください。

また、新たな教職員の確保に向けて、どのような方策を進めるべきと考えているのか、ご所見をお聞かせください。

3点目として、児童相談所の設置と持続可能性について、

人材確保の観点からお聞きします。

本市における児童相談所の設置については、これまで本会議で多くの議員からその設置を求める質問や要望が出されてきましたが、当局として、財源の確保に加え、専門職人材の確保が大きな課題になるとの認識が示されてきました。

私としましては、本市として児童相談所を設置する場合、兵庫県設置のこども家庭センターと同等以上の質の確保が重要であると考えますし、人材の確保だけでなく人材育成など持続的に運営するための専門職の働きやすい環境の整備、専門的な研修の充実が必要になると考えます。

今後の児童相談所設置に向けて、人材確保策や人材育成の方策などについてどのように検討を進められているのか、お聞かせください。

少子化による生産年齢人口の減少は、長期的に見て行政サービスや教育の質の維持に大きな影響を与えます。今後、市の職員や教職員の確保が一層困難になることが予想される中で、持続可能な行政運営を行うためには、有能な人材の確保が重要な課題であります。本市の具体的な対応について、ご答弁をよろしくお願いいたします。

第5項目は、買物難民対策についてお伺いします。

少子高齢化や人口減少が進む中、特に地方部や都市部の中でも過疎地域において、いわゆる買物難民と呼ばれる方々が増加しています。

高齢者を中心に、徒歩や自転車での移動が困難な方々にとって、日常の食料品や生活必需品の確保が深刻な課題となっています。こうした状況は、高齢者の健康や生活の質の低下につながるだけでなく、地域全体の活力低下をも引き起こしかねません。

本市では、姫路市社会福祉協議会が、公共交通機関の利用が不便な夢前町、安富町、香寺町において、車などの交通手段を持たない高齢者を対象に、送迎方式による買物支援を実施しています。

また、令和6年10月からは1年間の社会実験として、姫路市夢前町北部の住民向けにコミュニティバスの新路線「溝口お買い物便」が導入され、マックスバリュ溝口店を経由して、火曜と金曜の午前に一往復運行されています。これにより、車を利用できない高齢者の買物利便性が向上すると期待されています。

しかし、買物に困難を抱える方々は北部地域だけに限らず、市街地においてもスーパーやコンビニの移転・撤退に

より、買物に不便を感じる高齢者が増加しています。今後、高齢化が進むにつれて、買物支援の取組はますます重要になると考えられます。

このような課題に対処するため、移動販売を行う事業者が全国各地で活躍しており、スーパーや商店がない地域へ直接商品を届けることで、多くの住民にとって貴重なライフラインとなっています。

しかしながら、移動販売事業者は近年の燃料費の高騰、人件費の増加、販売車両の維持管理費など、多くの運営上の課題に直面しているのが現状であります。

特に、小規模事業者が単独で安定的に事業を継続することは容易ではなく、事業を継続したくても経済的な理由で撤退を余儀なくされるケースが増えていると聞いています。

買物難民問題の解決には、移動販売事業を地域の重要なインフラの一部として位置づけ、持続的な事業運営を可能にするための支援策が不可欠であると考えます。事業者に対する助成金の支給、燃料費や車両購入費の補助、自治会との連携による販売ルートの確保など、多様な支援策が考えられます。

買物難民の増加は、今後さらに深刻化することが予想されます。地域住民の生活を支えるためにも、移動販売の持続的な運営を可能にする支援が求められていると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

現在、本市における移動販売事業者に対して、行政としてどのように関わっておられるのか。また、具体的な支援策として何か施策を講じられているのかお聞かせください。

2点目は、移動販売事業者を地域の生活インフラの一部として位置づけ、今後、助成金、税制優遇、燃料費補助などの財政的な支援を実施する考えはあるのかお聞かせください。

また、自治体と移動販売事業者が連携し、持続可能な仕組みを構築するための具体的な方策を検討する考えはあるのか。例えば、地域住民との協力体制の強化や、自治体所有の施設・スペースを活用した販売拠点の整備などの施策の導入についてどのように考えているのか、当局のご所見をお聞かせください。

第6項目は、教育環境の整備についてお伺いします。

まず、市立の幼稚園や小中学校の防犯対策についてお聞

きします。

近年、学校における安全対策の重要性が一層高まっており、特に不審者の侵入を防ぐための施策が全国的に強化されています。文部科学省もその必要性を認識し、学校の防犯対策費用として補助金を増額するなどの対応を進めています。

令和5年3月17日に総理官邸で開催された犯罪対策閣僚会議において、当時の文部科学大臣は、埼玉県戸田市の中学校で発生した教員切りつけ事件を受け、不審者侵入防止対策の強化について言及しました。

同日、文部科学省は各教育委員会等に対し、各学校の設置者が危機管理マニュアルの総点検を行うこと、また、校門等の施錠管理を支援するオートロックシステムの整備について補助事業を拡充することを通知しました。

この補助事業は令和5年度から7年度までの3年間にわたり実施され、補助割合をこれまでの3分の1から2分の1へ引き上げ、補助下限額も400万円から100万円へ引き下げることでより活用しやすい制度とするものであります。

文部科学省は、校門のオートロック化や緊急通報装置の設置を推進し、不審者の侵入を防ぐことで、子どもたちが安心して学べる環境を整えることを目指すとしています。

このような国の動きを受け、各自治体においても独自の施策が求められています。本市においても、児童生徒の安全を確保するため、さらなる対策を進める必要があると考えます。

まず、学校の防犯設備の現状と強化計画についてお伺いします。

姫路市内の幼稚園や小中学校における防犯カメラの設置状況、校門や校舎のオートロックの導入状況はどのようになっているのかお聞かせください。

また、令和7年度が文部科学省の補助金増額の最終年度となることを踏まえ、新たに導入や強化を予定している設備について、具体的にどのような取組を計画されているのかお答えください。

2点目は、市立山陽中学校区における課題についてお伺いします。

令和6年第1回定例会の個人質疑において、山陽中学校の大規模校化について質問した際、当時の西田教育長から、「山陽中学校は、荒川小学校区と城陽小学校区の人口増加に伴い、生徒数の増加が見込まれている。転入転出の状況が予測しにくい面があるものの、このままの状況が続けば

約10年後には教室が不足することが予測される。」との答弁がありました。

また、本市では小中一貫教育を推進する中で義務教育学校の設置を進めており、城陽小学校を校地とし、城陽小学校区を通学区とする施設一体型の義務教育学校を設置する計画が示されました。これにより、9年間のつながりを重視した特色ある教育を実現するとともに、山陽中学校の大規模化の課題を解消し、よりよい教育環境を整える方針が示されました。

さらに、中学校の35人学級の導入について、政府は令和8年度に入学する中学1年生から順次35人学級を導入する方針を決定しております。これは、教員が生徒一人一人をきめ細かく指導できるようにすること、教員の負担軽減、さらにはいじめの早期発見・解決につなげることなどを目的としています。

しかし、この取組により、大規模校では教員や教室の不足が懸念されます。特に、山陽中学校においては、令和6年度の状況を見ると、普通教室が31教室ある中で、1年生から3年生の学級数が27学級、特別支援学級が4学級、合計で31学級となっており、既に余裕教室がほぼない状況となっています。

昨年の答弁よりも早く教室が不足する可能性があるとの危惧されますが、令和8年度からの35人学級導入に向け、どのように準備が進められているのかお答えください。

また、城陽小学校を校地とする義務教育学校の設置計画について、現状の進捗状況や、山陽中学校の大規模化の課題解消のめどについて、時期を想定して進めているのかについてもお答えください。

第7項目は、未利用市有地の利活用についてお伺いします。

現在、市が所有する土地の中には、高尾ビルの跡地や日出車庫跡地のように、広さもあり市街地中心部にある、利活用しやすいのにあまり活用されていないものが存在しております。

また、競売にかけても買い手がつかず処分が進まない土地や、狭隘な土地で単独では市場価値が低く、売却や有効活用が困難な市有地もあるのではないかと考えます。

このような未利用地について、市としてどのような方針をお持ちなのか、また、具体的な活用策が検討されているのかお聞かせください。

特に、これまで競売や公募による売却が成立しなかった

土地について、市として別の活用手段を模索されているのか、あるいは今後新たな取組を予定されているのかお伺いしたいと思います。

また、地域住民や民間事業者がこれらの土地の活用を提案できるような仕組みがあるのかについてもお聞かせください。

さらに、市有地の有効活用は財政健全化や地域活性化の観点からも重要な課題であると考えます。未活用地の管理には草刈りなどの維持費がかかる一方で、適切に活用することで新たな収入源となり、市民サービスの向上にも寄与する考えます。

そこで、単なる売却を目指すのではなく、市の継続的な収入源とするための新たな施策として、定期借地としての貸出しを検討することも有効ではないでしょうか。

定期借地契約であれば、一定期間、土地を貸し出して活用を促しつつ、将来的には市が再び土地を所有することが可能です。この方法により、短期的な売却収入のみに頼るのではなく、安定的な歳入の確保が期待できます。

例えば、有料駐車場や小規模商業施設、地域密着型の公共サービス施設としての活用など、事業者が利用しやすい形で貸し出せば、市の財政負担を増やすことなく地域経済の活性化にも貢献できると考えます。

こうした定期借地の活用策について、市としてどのように考えられているのか、また、今後そのような仕組みを導入する可能性があるのかお聞かせください。

第8項目は、J R 栗の森踏切周辺交差点の安全対策についてお伺いします。

昨年来、神戸新聞において、西播地域で令和5年に多発した人身事故に関する報道がなされ、その中でワースト交差点というものが取り上げられております。

兵庫県警のまとめによると、ワースト9か所のうち4か所が姫路市内にあります。特に信号機のない小さな交差点での事故が多発していることが明らかになっています。

さらに、令和7年2月には姫路市にて交通死亡事故が多発し、早急に対策を講ずる必要があることが呼びかけられる交通死亡事故多発注意報が発令されています。こうした状況を踏まえると、市内の事故多発地点における安全対策の強化が一層求められます。

特に、姫路市町坪のJ R 山陽線沿いに並行する県道と市道が交わる交差点では、横断歩道は設置されているものの信号機がないため、1年間で6件の人身事故が発生し、7人

が軽傷を負いました。この交差点には、線路北側の住宅街をつなぐ栗の森踏切があり、道幅が車1台分しかないため、すれ違いが困難で、さらに自転車や歩行者の利用も多く、安全確保が急務であると考えます。

また、交差点と直結する踏切への交通の流れが事故を誘発している可能性もあり、踏切の改良も事故防止のためには必要であると考えます。

地元荒川連合自治会からも、高齢者や学生などが多く横断する交通量の多い県道415号線と市道、そしてJR栗の森踏切の安全対策が強く求められており、今後、関係各所への要望書の提出も予定されています。

本市として、この交差点の事故多発状況をどのように認識しているかお聞かせください。

また、交通量や事故の発生状況を踏まえ、1つに信号機設置の必要性、次に街路樹や植栽の撤去による県道の拡幅と県道に右左折レーンを設置することの有効性、そして注意喚起のための標識設置の必要性についてのご所見をお聞かせください。

さらに、交差点と直結する踏切の改良についてどのような対策が可能と考えるかについても、ご所見をお伺いします。

この交差点は地域住民のみならず、多くの自転車利用者や歩行者が利用する重要な生活道路となっています。今後、事故多発地域として、警察や県、鉄道事業者など関係機関と連携し、具体的な安全対策を講じていただき、これ以上の事故を防ぐためにも早急な対策を求めます。

姫路市としての具体的な対応について、ご答弁をお願いします。

以上で私の第1問といたします。

○宮下和也議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

竹尾議員のご質問中、防災の取組についてのうち、地方創生交付金活用による先進的な取組についてお答えいたします。

国の令和6年度補正予算において、新しい地方経済・生活環境創生交付金に、トイレの迅速な提供など避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめとした地方公共団体の先進的な取組に活用可能な地域防災緊急整備事業が盛り込まれたところであります。

阪神・淡路大震災や令和6年能登半島地震などの災害時

において、トイレ環境の悪化に伴い、女性や配慮が必要な方等の避難者が排せつを我慢し、水分や食品摂取を控え、栄養状態の悪化や脱水症状等の健康被害を引き起こす事例が繰り返されております。

これは、最終的に命の危険につながる可能性もあり、深刻な問題と認識しております。

また、国からは災害時においてもトイレや食事、居住スペースなどの最低基準を示すスフィア基準を満たすよう取り組むことを求められております。

このため、本市ではスフィア基準に近づけていく取組を進める中で、喫緊の課題であるトイレ対策として、当該交付金を活用し、トイレトレーラーの導入や身体障害者用組立式仮設トイレの増設により、女性や障害者など配慮が必要な方々が安心・快適に利用できるトイレ環境の整備を進めたいと考えております。

トイレトレーラーにつきましては、平時には姫路城周辺に配置し、配慮が必要な観光客の方々へのトイレとして活用するほか、大規模イベント等の会場にも配置し、トイレの混雑緩和を図ってまいります。

こうしたトイレトレーラーの活用などを通じて、災害時のトイレの衛生面の重要性や防災意識の普及啓発にもつなげてまいります。

今後も国の交付金等の活用も視野に入れながら、引き続き、災害時の避難生活における良好な生活環境の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、1項目めについてお答えいたします。

まず1点目のうち、国が進める価格交渉促進の取組に関する本市の認識についてでございますが、地域経済の好循環には、適切な価格転嫁を通じて、安定的な企業経営がなされることが重要であると認識しております。

そのため、下請企業との望ましい取引慣行の遵守等に取り組むことを宣言する制度として、国が推進しているパートナーシップ構築宣言を本市のホームページに掲載し、各事業者に周知を図っているところでございます。

加えて、国が示す労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知や、国が全国の無料経営相談所「よろず支援拠点」に設置している価格転嫁サポート窓口等の相

談窓口を各事業者に紹介し、価格転嫁を社会全体で受け入れる商習慣の確立に向けた機運を高めることにより、国の取組を進めてまいります。

次に、本市の公共事業における価格交渉の実態でございますが、国の方針としまして、地方公共団体の公共調達においては、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成することのほか、最低賃金額の改定や労務費等の状況に応じた必要な契約変更の実施など、事業者からの価格交渉に適切に対応するよう、総務省から要請されております。

これを受けまして、本市発注の公共工事においては、最新の資材単価や労務単価を活用し、実勢価格を適正に反映した設計を行うとともに、契約約款に契約締結後の資材費や労務費等の変動に備えた、いわゆるスライド条項を設けることで、事業者の急激なコスト上昇を適切に転嫁できるよう規定しております。

一方、業務委託につきましては明確な積算基準が存在しないことが多く、契約約款にスライド条項を設けることは難しいものの、予算要求時において消費者物価指数や最低賃金額の上昇率に加え、民間事業者の価格転嫁へのニーズ等を参考にすることで、必要な予算の確保に努めております。

物価高騰が続く現状や総務省からの要請を踏まえて、事業者からの契約後のコスト上昇による合理的な価格交渉を求められた場合には、引き続き適切に対応するよう努めてまいります。

次に、価格交渉が不十分であることによる具体的な課題や事業者・労働者からの意見の把握方法につきましては、姫路商工会議所や姫路市商工会などの経済団体が実施したアンケート調査のほか、これまで行ってきた経済団体や中小企業の組合、労働団体等との意見交換や業種、規模の大小を問わない事業者への聞き取りなど、様々な機会を捉えて価格転嫁の状況や課題の把握をより丁寧に行ってまいります。

次に、2点目の公契約条例についてでございますが、公契約条例は、良好な労働環境の確保などが期待できるというメリットがある一方で、事業者の事務負担やそれに伴うコスト増などの課題がございます。

加えて、既に公契約条例を制定している自治体において実施された事業者や労働者へのアンケート調査によりますと、事業者・労働者ともに実効性が十分表れていないという意見が多くを占めており、実効性をいかに確保するか

が課題となっております。

これらの課題に加え、関係者において様々な意見があることを踏まえると、本市における公契約条例の制定につきましては慎重に検討していく必要があるものと考えております。

また、公契約条例において示される賃金等の労働条件につきましては、基本的に労働者と使用者が社会情勢を踏まえて対等の立場で決定すべきものであり、契約に介入する場合は市が条例によって対応するのではなく、法律などにより全国一律に対応することが望ましいと考えております。

このような中、昨年6月に建設業法などいわゆる担い手3法が改正され、労働者の処遇改善や労働環境の整備等の取組強化が国において図られました。

労働者団体からは、この法改正が公契約法や公契約条例と同様の考え方が示されているとも評価されていることから、法改正の影響や国による検証を見極めつつ、引き続き適正な予定価格の設定や公共工事等における適正な賃金と労働環境の確保に向けた入札制度の見直しに取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

柴田上下水道事業管理者。

○柴田桂太上下水道事業管理者（登壇）

私からは、2項目めの1点目についてお答えいたします。埼玉県で道路陥没事故を受け、姫路市の下水道におきましては、市独自で陥没により甚大な被害のおそれがある箇所での緊急点検を行った結果、異状はありませんでした。

通常点検につきましては、腐食のおそれが高い約1,200か所を、下水道法に基づき5年に1回の頻度で行っております。

また、コンクリート管約660キロメートルのうち未調査箇所約520キロメートルにつきましては、経過年数などを考慮して優先順位を定め、カメラにより管路の破損箇所の詳細調査を実施し、国のガイドラインに基づいて緊急度を判定しております。

令和7年度からは詳細調査を20キロメートルと、設置後50年以上経過したコンクリート管を中心に、詳細調査の前段となる管路点検を新たに80キロメートル実施していく予定であります。

腐食などが確認された場合には、詳細調査や建設局と連

携して道路空洞調査を実施していくとともに、緊急度が高い箇所から下水道管の改築工事を下水道事業経営戦略による年間10キロメートルを目標に実施し、老朽化対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、水道につきましては、今年度、県下一斉の人工衛星による漏水調査に参画し、漏水箇所の早期発見に努めております。

老朽管路の更新につきましては、災害時、特に水が必要となる避難所や病院などの重要給水施設につながる管路を優先して取り組み、管種や経過年数による更新順位に加え、A Iによる水道管の劣化診断も活用し、効率的な更新に取り組んでおります。

現在、管路更新延長は年間約20キロメートルですが、令和26年度には約30キロメートルへ向上させる計画で進めております。

一方、今後も資材や人件費などの高騰により、建設費等が上昇する中、水需要の減少により投資事業に必要な財源の確保が困難となることが見込まれるため、4月から水道料金や下水道使用料の改定を行います。

また、国の耐震化に対する新たな補助制度も活用して、老朽化対策の財源を確保してまいります。

さらに、人材につきましては、維持管理業務などの外部委託を有効に活用し、職員を老朽化対策に重点的に配置し、より一層老朽管更新をスピードアップさせていきます。

以上でございます。

○宮下和也議長

柳本建設局長。

○柳本秀一建設局長（登壇）

私からは、2項目めの2点目から4点目及び8項目めについてお答えします。

まず2項目めの2点目、橋梁の老朽化と改修計画についてでございますが、姫路市が管理する橋梁は全部で2,664橋ございます。このうち、建設から50年を経過している橋梁は約31%に当たる841橋でございます。また、20年後には約82%、2,191橋が50年を経過する見込みとなっております。

現状の点検方法につきましては、5年に1度、近接目視や打音調査により実施しているところでございます。

改修の課題といたしましては、財源の確保と点検方法の効率化が挙げられます。これらの課題に対しまして、引き続き国に対して補助金の継続的な確保を要望してまいり

ます。

併せて、ドローン等の新技術を活用した点検方法の導入などにつきまして調査検討を進めてまいります。

次に3点目、公園施設についてでございますが、ベンチや遊具などの点検につきましては、ぐらつきや腐食が進みやすい基礎部分の状態、また、部材の破損や変形などの有無やその程度などを職員が目視や触診により日常的に点検を実施しております。

また、公園遊具の更新計画につきましては、子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行うため、平成26年度に姫路市公園施設長寿命化計画を策定しており、国の補助金制度を活用し、計画的に遊具の更新を進めております。

令和6年度は、18公園で41基の遊具更新工事を実施し、令和6年度末までに1,254基の更新が完了見込みであり、今後も引き続き、計画的な遊具の更新に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、花壇やネットフェンスなどの遊具以外の公園施設につきましても、計画的な改修を見据え、現況調査の実施を予定しております。

次に4点目、公園樹木や道路街路樹の管理についてでございますが、公園樹木や道路街路樹につきましては、戦後の高度成長期以降、都市基盤整備とともに環境保全や防災などの観点から数多く植栽が進められ、植栽年数が50年以上経過している樹木が多くなっている中、樹木の生長に伴い様々な問題が発生しております。

公園や道路の施設管理者といたしましては、日常パトロールや維持管理作業時の確認、地域住民や公園・道路利用者からの情報提供などを基に、樹木の異状箇所を把握しており、危険性のある枯れ木や枯れ枝につきましては、樹木医や造園業者などの専門家の意見を参考にしながら、速やかに伐採や枝払いなどを行っております。

樹木の倒伏や落枝による事故が全国で相次ぐ中、本市において、今後はドローン技術を活用した上空からの状況確認など、目視以外の点検・診断手法についても調査研究し、樹木による事故の発生を未然に防止して、安全な公共空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、8項目めのJ R栗の森踏切周辺交差点の安全対策についてでございますが、当該交差点におきましては、人身事故が毎年5、6件発生しているという状況を、本市としても重く受け止めております。

ご提案いただきました信号機、県道の右左折レーン及び標識の設置につきましては、有効な対策の1つとは考えられますが、これらの対策の実施に当たりましては、事故の発生状況を検証し、どのような安全対策が有効か、また、その対策が実施可能なものかなどについて、所管である警察や県などの関係機関との綿密な協議が必要となっております。

一方、本市としての安全対策としましては、市道部における注意喚起の標識などの設置や交差点付近の区画線の見直しが対応可能かを検討してまいりたいと考えております。

また、交差点北側の踏切部での歩行者や自転車の安全対策としましては、車両の交通規制等による措置が効果的であるとと考えております。

なお、当該交差点につきましては県道、市道に加え、JRの踏切も関係する複雑な交差点であるため、効果的な安全対策の実施には県、警察、JR、地元自治会との緊密な連携が不可欠であることから、関係各所と現状や課題を共有し、より効果的な対策について協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

柳谷危機管理担当理事。

○柳谷耕士郎危機管理担当理事（登壇）

私からは、3項目めの2点目から4点目についてお答えいたします。

まず、2点目についてでございますが、本市ではコミュニティ防災拠点として位置づける小学校や義務教育学校等において、防災資機材倉庫を設置し、市が災害対応に必要なと考える可搬式発電機や投光器、救助器具セット、仮設トイレなどの防災資機材を一律で備えております。

一方、防災活動用資機材交付事業では、災害時に特別な技術や能力がなくともおおむね誰もが使用可能な資機材を交付しておりますが、地域によって災害対応に必要な資機材のニーズが異なることを考慮し、世帯数に応じた限度額の範囲内で資機材を選択していただくメニュー方式としております。

食料や毛布等の防災備蓄につきましては、国が南海トラフ地震具体計画で定めるプッシュ型支援により被災府県に供給する品目を基本とし、被害が最大となる山崎断層帯地震を想定し、推計した必要数量を備蓄計画に定め、計画

的に備蓄を行っているところでございます。

また、備蓄品等の配置につきましては、市域の地理的条件等を勘案し、市内13か所に設置した災害対策用備蓄倉庫等に食料や毛布、衛生用品、資機材等の備蓄を集中的に行っているほか、避難者に対して迅速に対応できるよう拠点避難所となる小学校や義務教育学校等に食料、毛布、資機材等を配置しております。

加えて、集落へのアクセス道路が少なく、道路等の損傷により孤立する可能性のある9か所の集落につきましては、集落の公民館に水、食料等の生活物資を備蓄しているところでございます。

今後、議員ご指摘の点にも留意しながら、防災資機材交付メニューの内容や備蓄品の配備の在り方等について、適宜検討していきたいと考えております。

次に、3点目についてでございますが、備蓄物資につきましては賞味期限や消費期限、物資の製造元等の推奨期間などを参考に更新を行っております。

更新の際の有効活用として、例えばアルファ化米につきましては、自主防災会の訓練での利用や防災教育の一環として小学校に提供するとともに、姫路市社会福祉協議会等へ提供し、生活困窮者の支援に活用していただいております。乳児用のミルクにつきましては、保健所での乳児定期検診の際に、防災意識の啓発も兼ねて、受診された方に配付しております。

備蓄物資の更新に当たりましては、今後とも関係部局や社会福祉協議会等と連携し、市役所内外での有効活用に努めてまいります。

また、企業における備蓄につきましては、出前講座や各種団体での防災講演会などの機会を通して、企業における備蓄の必要性について周知・啓発を行っているところでございますが、企業において期限の迫った備蓄品を更新する際にはフードロス削減や福祉支援の観点からフードバンク等に寄附していただけるよう、関係部局において必要な検討を進めるとともに、関係部局と連携しながら企業への呼びかけを行っていきたいと考えております。

次に、4点目についてでございますが、本市における非常用電源の確保につきましては、各避難所に配置した蓄電池、コミュニティ防災倉庫や備蓄倉庫等に保管している可搬式発電機を活用することとしております。

また、電力会社や協定先に可搬式発電機の提供を要請するほか、電力会社には防災拠点となる本庁舎やひめじ防災

センターをはじめ、医療、消防施設や避難所等の電源復旧を重点的に行ってもらよう要請することとしております。

非常用発電機の燃料不足への対策としましては、協定事業者に災害時の応急対策として優先的に給油していただける体制を構築しております。

ガソリンを燃料とする可搬式発電機につきましては、ガソリンの保管年限、保管方法、調達方法に課題があることは認識しており、更新時期を見据え、カセットガスを燃料とする可搬式発電機の導入につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

山本総務局長。

○山本 聡総務局長（登壇）

私からは、4 項目のうち総務局所管部分についてお答えいたします。

まず、職員確保に向けた取組についてでございますが、職員採用試験の回数を年 2 回に増やし、併願を可能とするなど受験機会の拡大を図っているほか、技術職の学校推薦による特別選考の実施、保護者向け職員採用説明会の開催など従来とは異なる手法も積極的に取り入れ、様々な取組を行っております。

このほか、雇用のミスマッチの解消に向けた取組といたしまして、職員採用オンライン説明会や技術職を志望する学生を対象とした公共事業の現場見学会などの開催を通じ、職場の様子や仕事のやりがいについて、職員の生の声を伝える取組を実施しております。

次に、職員の働き方改革の取組といたしましては、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革全般に関する貢献度を主幹級以上の職員の人事評価の対象とすることなどにより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとともに、本年 7 月からは窓口の開庁時間を 9 時から 17 時までに変更し、変更に伴い生ずる勤務時間と開庁時間との差の時間を業務の準備や事務整理等の時間に充て、時間外勤務の縮減とともに、市職員の心理的な負担の軽減を図ることとしています。

また、職員のキャリアアップへの取組といたしまして、子育て世代の職員が安心してキャリアを継続できるよう、庁内保育施設の整備を予定しているほか、職員の人材情報を一元化、見える化し、有効活用を図るタレントマネジメ

ントシステムを導入し、組織力の最大化を図るとともに、職員一人一人のキャリアプランの実現を支援することとしております。

以上でございます。

○宮下和也議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長（登壇）

私からは、4 項目のうちこども未来局所管部分についてお答えいたします。

児童相談所を設置し持続的な運営を行うためには、幅広い年齢層や実務経験に留意した多職種の専門職の確保と育成を継続的に行う必要がございます。

本市におきましては、人材確保に向け、今年度職員 1 名を社会福祉士実習指導者として育成し、福祉系大学実習生の受入態勢を整えました。

また、人材育成といたしまして、国や県が実施する専門研修への派遣や兵庫県の児童相談所である兵庫県姫路こども家庭センターでの業務研修を実施しているほか、有識者から専門的助言指導を受けるなど、職員の能力向上にも取り組んでおります。

加えて、職員が安心して働ける環境の整備に向け、子ども虐待対応に関する高度専門的な研修を行う国の研修機関であります西日本こども研修センターあかしを視察するなど、人材育成や研修体系等の調査研究も進めているところでございます。

本市独自の児童相談所設置には、予防から介入まで一貫した支援ができるメリットがあるとは考えますが、人材の確保・育成には相応の期間が必要であるため、今後もそれらの取組を継続するとともに、真に子どもの命を守る児童相談所の在り方について、全庁横断的に検討を進めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長（登壇）

私からは、4 項目のうち教育委員会事務局所管部分及び 6 項目についてお答えいたします。

まず、4 項目でございますが、市立小中学校における平成 31 年度から令和 3 年度までの正規採用者の 3 年以内の離職率は 4.9%で、離職者のうち半数は高等学校や他府県で教員を続けているため、教職からの離職が進んでいる

とは捉えておりません。

教職員の確保に向けましては、新たな取組として、臨時免許状による臨時講師の任用やフルタイム任用枠への短時間勤務者の任用など、柔軟な対応を行っております。

また、市内の企業等と連携し、専門的な知識や技能を有する人材を教員として活用することも研究しております。

次に、6 項目めの 1 点目、学校の防犯対策についてでございますが、市立幼稚園、小中学校における防犯カメラの設置状況は、幼稚園は全市に、小学校で 4 割程度、中学校で 3 割程度設置されております。

校門や校舎のオートロックについては、小学校で 2 割程度、幼稚園や中学校には設置されております。

なお、幼稚園の防犯カメラは市が設置しておりますが、それ以外は自治会等の寄附により設置されたものでございます。

令和 7 年度に新たに市が導入や強化を予定している設備はございませんが、引き続き防犯カメラの設置に向けた予算確保を目指してまいります。

次に 2 点目、山陽中学校の課題についてでございますが、山陽中学校につきましては、35 人学級の導入も見込んだ上で将来のクラス数の推移を注視しているところでございます。

普通教室の確保を最優先に、まずは余裕教室を普通教室として活用し、それでもなお不足が見込まれる場合は、仮設校舎を建設することにより教室不足が発生することのないよう取り組んでまいります。

城陽小学校を校地とする義務教育学校につきましては、現在、新たな校舎の建設に向けて、学校の規模や求められる機能など基本的な考え方を整理し、今後の設計に反映させるための基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

開校時期につきましては、今後示していくこととなりますが、山陽中学校の大規模化にかかる課題の解消をしっかりと急ぐ必要があることから、早期の開校を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、5 項目めについてお答えいたします。

まず、移動販売事業者に対する関わりでございますが、

事業の実施を検討する事業者を含め、相談や問合せに個別に対応しております。

次に、移動販売事業者を対象とした具体的な市の支援策は現在設けておりません。

次に、移動販売事業者に対する助成金などの具体的な支援についての考えでございますが、現在、買物弱者対策等を目的とした補助制度といたしましては、兵庫県が商店街買物アシスト事業を実施しており、商店街等が行う移動販売や買物送迎車の運行に対して補助金が交付されております。

この制度は、令和 7 年度より、一定の条件の下、民間の事業者が実施する移動販売事業も補助対象に加えられる予定であるため、本市といたしましてはまずは当該制度の積極的な周知を進めてまいります。

併せて、市としての支援策の有効性や必要性についても研究してまいります。

次に、住民の皆様との協力や公共スペースの範囲など、持続可能な仕組みを構築するための具体的な方策の検討でございますが、買物難民の課題は、地域の商業はもとより、交通体系や福祉など様々な要素が関係しているため、今後、関係部局で課題を共有し、連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

横田財政局長。

○横田雅彦財政局長（登壇）

私からは、7 項目めについてお答えいたします。

未活用地についての市の方針でございますが、普通財産の利活用につきましては、これまでは公用または公共用の利活用がなければ売却を原則とし、売却できない場合には貸付けを行うという方針でありましたが、現在、財源確保の観点を重視した新しい方針案の作成に取り組んでおります。

新しい方針案では長期的な貸付けを原則としており、これにより恒常的な財源の確保を図るとともに、借地需要の低い土地については売却。売却できない土地については利活用困難財産として市で管理しつつ、引き続き、貸付けや売却の可能性を探っていくこととしております。

また、売却や有効活用が困難な土地について、民間から公共用での利活用についての提案を広く募る仕組みはないものの、市民要望という形で提案をいただくことはござ

います。

このような土地について自ら利活用を希望される場合には、適正な対価で貸付けや売却に応じており、貸付けや売却後は、法令等の範囲内で、原則として借受人や購入者が自由に土地を利活用しております。

定期借地につきましては、本市でも既に活用例はありますが、新しい方針案では定期借地を含む貸付けを優先的に考え、借地需要の低い土地については売却するという方針にしたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

19 番 竹尾浩司議員。

○竹尾浩司議員

それぞれにご答弁ありがとうございました。時間もたつぷりありますので、あれなんですけども、1点だけ第2問させてもらいます。

学校の防犯対策の件で、オートロックが小中学校については採用されてない。幼稚園についても20%であるということなんですけども。特に小学校、中学校のオートロックであったり、校門の開閉っていうところ、特に小学校はスクールヘルパーさんが、今、来訪者の対応しておると。

学校の地域事情にも、それぞれの校区の地域事情にもよると思うんですけども、PTAの保護者の方であったりとか、地域の老人クラブさんと自治会さんであったりとか、いろんな地域の皆さんがスクールヘルパーとして、受付、門の開け閉めみたいなことを日中ですね、やっていたいておる、そういう体制が本当に今後も維持可能なのかということがあります。

先日、パブリック・コメントであった姫路市こども計画の「ひめじ こども・若者みらいプラン」のパブコメの中でも、そのスクールヘルパーの在り方について意見提起がある中で、教育委員会としてスクールガード、警察のOBなんかのスクールガードの指導を続けながら、引き続きスクールヘルパー制度を活用していきたいというようなことが書かれておりましたけども、実際の体制面ということから考えると、やっぱり老人クラブのもう既にそういう組織がない地域も出てきておったりですね、PTAに関してもその加入する、加入しないというような課題、保護者の問題、共働きが多くてですね、なかなかそういう対応がしかなるというようなこともある。

そして、また先生方の働き方改革から考えると、休みの、

長期休みの時でも、校内にある放課後児童クラブの開所時間が早まっている関係から、校門を開けるためにおそらく教頭先生が中心になろうかと思うんですけども、朝早くからその門の開け閉めに来なければいけないとかですね。

本当にいろんな働き方改革であったり、防犯対策だったり、そのスクールヘルパー体制の在り方っていうのは、いろんな視点で見ていかないといけないのかなと思うんですけども。

最終的にはICTやDXやというようなことで、いろんな技術が開発されている中で、いまだにアナログ的にしなければ本当にはいけないのか。

そういう遠方操作で、カメラ等遠隔操作での解錠ができるようになれば、先生方の負担も減る、保護者の方の負担も減る。

トータルで考えたときに防犯対策も含めて、かけるコストとそのメリットの部分をですね、しっかりと評価していただいて進めていただきたいなと思います。思うんですけども、特に、先ほど質問の中で言いましたように、国のほうで交付金措置もかなり手厚く、今、この期間やっつけた、ただ言いながらも、令和7年度で終わってしまうような制度でございますが、今後の学校のオートロックの解錠方式を含めてですね、その点について何かご所見ございましたら、ご答弁よろしくお願いします。

○宮下和也議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

過去の実情に応じまして、スクールヘルパーなど人的支援の協力による防犯対策は大変ありがたく思っております。

その中で、オートロックの設備等につきましては、今後、防犯面の効果や学校管理の効率化など学校安全対策を総合的に勘案し、設置に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

以上で、竹尾浩司議員の質疑を終了します。